

生産物分類の検討概要

策定の目的： GDP統計の精度向上を図るための産業連関表のSUT体系への移行に向けた基盤整備として、SUTにおける生産額、投入額及び産出額推計の基礎となり、かつSUT体系の部門概念と整合的、特にSUT作成に使用する各種基礎統計を念頭に、生産物の定義を統一化するための生産物分類を提供すること。

生産物の範囲： 国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れることができるすべてのもの。

生産物の構成： 現在、「最下層リスト」及びその上位の「統合分類」の2階層について検討中。さらに上位の分類構成については、今後検討が進められる予定。

スケジュール： サービス分野の生産物分類については、平成30年度内に策定（2021年経済センサス-活動調査に適用）。財分野の生産物分類については、平成31年度以降に策定（2026年経済センサス-活動調査に適用）。

〔①経済センサス-活動調査で把握する生産物分類〕

- ・ 総売上高（会社以外の法人の場合は経常収益）の内訳として把握

※総売上高の内訳のうち、生産物分類が設定されない区分は、調査独自の区分を設定（運営費交付金、知的財産の譲渡収益等）

※費用積上げ型の実業分類は経済センサス-活動調査では設定しない（本社サービス、知的財産のオリジナル等）

サービス分野生産物分類の適用について

〔②生産物分類の粒度〕

- ・結果の利活用（国民経済計算、産業連関表等）及び報告者負担の観点から個別に粒度・採用品目数を検討。

【例1 統合分類を採用（法律サービス）】

統合分類	一般消費者向け法律サービス	家計向け
最下層リスト	法律サービス(刑事事件)	
	法律サービス(遺言・相続)	
	法律サービス(離婚)	
	法律サービス(成年後見)	
	法律サービス(債務整理)	
	法律サービス(一般消費者の不動産問題)	
	法律サービス(被用者の労働問題)	
その他の一般消費者向け法律サービス		
統合分類	事業者向け法律サービス	企業向け
最下層リスト	法律サービス(事業者の不動産問題)	
	法律サービス(企業法務)	
	法律サービス(使用者の労働問題)	
その他の事業者向け法律サービス		

【例2 最下層リストを採用（動物に対する医療・保健サービス）】

統合分類	動物に対する医療・保健サービス	需要先混在
最下層リスト	産業動物に対する医療・保健サービス	企業向け
	ペットに対する医療・保健サービス	家計向け

〔③個別対応〕

- ・2016年調査から、消費税抜きの回答について消費税込みに補正して集計している。
このため、課税（標準税率）、課税（軽減税率）、非課税が混在している生産物についての分割を検討。

【例3 住宅賃貸サービスを1か月以上（非課税）と1か月未満（課税）に分割】

住宅賃貸サービス	住宅賃貸サービス(1か月以上)
	住宅賃貸サービス(1か月未満)